

議案第九十三号

財産の無償譲渡について

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

財産の無償譲渡について

左記のとおり財産を無償譲渡する。

記

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 一 | 財産の名称    | 東京都競馬株式会社株式                                      |
| 二 | 数量       | 七十九万九千五百五十四株                                     |
| 三 | 財産台帳上の価格 | 千五百九十八万三千八十円                                     |
| 四 | 譲渡の相手方   | 東京都品川区勝島二丁目一番二号<br>特別区競馬組合<br>代表者 特別区競馬組合管理者 濱野健 |
| 五 | 譲渡の条件    | (一) 特別区競馬組合（以下「組合」という。）は、譲り受けた株式                 |

及び株式分割によりその株数に応じて増加した株式に対して配当金を受領したときは、速やかに配当金相当額を港区に支払う。

(二) 組合が解散しようとするときは、組合は、港区から譲り受けた株式及び株式分割によりその株数に応じて増加した株式を無償で返還する。

(説明)

港区が保有する東京都競馬株式会社の特例区競馬組合に無償譲渡するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定に基づき、本案を提出いたします。